



鳥取県公報

平成14年10月11日(金)
第7425号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による介護機関の指定 (514) (福祉保健課)	1
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (515) ()	2
	青少年に有害な図書類の指定 (516) (県民活動推進課)	3
	総合的設計によって建築される建築物の認定 (517) (建築課)	3
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (3件) (管理課)	4
	一般競争入札の実施 (出納課)	10
	一般競争入札の実施 (病院局総務課)	12

告 示

鳥取県告示第514号

生活保護法 (昭和25年法律第114号) 第54条の2 第1項に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年10月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	指定年月日
介護老人保健施設まさたみの郷	鳥取市杉崎596	平成14年7月25日

2 介護療養型医療施設

名 称	所 在 地	指定年月日
鳥取医療生協鹿野温泉病院	気高郡鹿野町大字今市242	平成14年4月1日

3 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取福祉会	鳥取市の場二丁目1	グループホーム若葉台緑の郷	鳥取市若葉台南四丁目2-27	痴呆対応型共同生活介護	平成14年6月1日

有限会社ひだまり薬局	米子市安倍40 - 3	ひだまり薬局	米子市安倍40 - 3	居宅療養管理指導	平成14年7月1日
特定非営利活動法人はあと&はんど	八頭郡河原町大字牛戸3 - 18	特定非営利活動法人はあと&はんど	八頭郡河原町大字牛戸3 - 18	訪問介護	平成14年7月1日
医療法人アスピオス	鳥取市吉方温泉一丁目653	介護老人保健施設まさたみの郷	鳥取市杉崎596	通所リハビリテーション、短期入所療養介護	平成14年7月25日
〃	〃	訪問看護ステーションまさたみの郷	〃	訪問看護	〃
〃	〃	ヘルパーステーションまさたみの郷	〃	訪問介護	〃
〃	〃	グループホームまさたみの郷	〃	痴呆対応型共同生活介護	〃
岸本匡史	八頭郡郡家町大字福本2 - 11	岸本歯科医院	八頭郡郡家町大字福本2 - 11	居宅療養管理指導	平成14年8月1日
都橋伸江	八頭郡智頭町大字智頭1811 - 13	都橋歯科駅前医院	八頭郡智頭町大字智頭1811 - 13	〃	平成14年9月1日
有限会社きしだ	八頭郡郡家町大字宮谷221 - 2	きしだ薬局	八頭郡郡家町大字宮谷221 - 2	〃	〃
株式会社ヒョウゴナカムラ	東京都世田谷区駒沢二丁目9 - 8	デイサービスセンターさわやか	米子市皆生温泉一丁目16 - 15	通所介護	〃
米子医療生活協同組合	米子市博労町三丁目80 - 1	米子医療生活協同組合COOP訪問看護ステーションなないろ	米子市博労町三丁目80 - 1	訪問看護	〃
医療法人至誠会	倉吉市東昭和町158	デイサービスひまわり	倉吉市東昭和町158	通所介護	〃

4 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人はあと&はんど	八頭郡河原町大字牛戸3 - 18	特定非営利活動法人はあと&はんど	八頭郡河原町大字牛戸3 - 18	平成14年7月1日
医療法人アスピオス	鳥取市吉方温泉一丁目653	居宅介護支援事業所まさたみの郷	鳥取市杉崎596	平成14年7月25日
株式会社ヒョウゴナカムラ	東京都世田谷区駒沢二丁目9 - 8	さわやか居宅介護支援事業所	米子市皆生温泉一丁目16 - 16	平成14年9月1日

鳥取県告示第515号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年10月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 介護老人福祉施設

名 称	所 在 地	変更年月日
日南町立日南石霞苑	日野郡日南町下石見307 - 1	平成14年4月1日

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人岩美町 社会福祉協議会	岩美郡岩美町大字浦 富1041 - 1	社会福祉法人岩美町 社会福祉協議会たん ぼぼの家	岩美郡岩美町大字外 邑913	平成14年4月1日

鳥取県告示第516号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成14年10月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発行記号等	表示された発行所名
6913	雑誌その他の 刊行物	GOKUH 10月号増刊 ラッキークレ ブ・デラックス・ファイナル	雑誌 03798 - 10	パウハウス
6914	"	BUBKA Max 11月号	雑誌 18011 - 11	株式会社 コアマガジン
6915	"	コミック まあるまん 11月号	雑誌 13701 - 11	ぶんか社
6916	"	少女革命 11月号	雑誌 14755 - 11	株式会社 一水社
6917	"	ファンタジカクテル 11	雑誌 17889 - 11	富士美出版 株式会社

鳥取県告示第517号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき、総合的設計によって建築される各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成14年10月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請者

倉吉市東巖城町2

倉吉地方県土整備局長 仲田和男

2 一団の土地の区域

- (1) 位置 倉吉市和田東町117 - 1
(2) 面積 1,201.53平方メートル

3 建築物の数

- (1) 認定に係る建築物の数 4 棟
(2) 同一敷地内の他の建築物の数 なし

4 認定に係る建築物の用途、構造及び規模

- (1) 用途 共同住宅
(2) 構造 木造
(3) 規模 2階建

建築面積 383.00平方メートル

延べ面積 528.98平方メートル

5 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部建築課

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年10月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 下坂本地区地すべり防止工事
(2) 工事場所 気高郡気高町大字下坂本
(3) 工事内容

本件工事は、気高郡気高町大字下坂本地内の山腹斜面における地すべり防止工事である。

(4) 工事の規模、構造等

集 水 井 工 L = 11.5m (1基)

集水ボーリング L = 850m (18本)

排水ボーリング L = 98m (1本)

杭 打 工 L = 235m (17本)

法 枠 工 A = 118.6㎡

ア ン カ ー 工 L = 122.5m (7本)

(5) 工 期 平成14年11月から平成15年3月25日まで

(6) 予定価格 69,247,500円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) さく井工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第291号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、さく井工事に係るものを有すること。
- (4) 平成14年10月11日（金）から同月23日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成14年4月1日（月）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (6) 平成5年度以降に工事が完了し、引渡しの完了している杭打工及び集排水ポーリングに係る工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資費率が20パーセント以上のものに限る。
- (7) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
ア 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
イ さく井工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
ウ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の2第4項の規定による地すべり防止工事士資格認定試験に合格した者であること。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、(7)に掲げる監理技術者に加え、(7)のAからUまでに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年10月11日（金）から同月23日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年10月11日（金）から同月23日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡都家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のAに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年10月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般国道313号（北条倉吉道路）道路改良工事（3工区）

(2) 工事場所 東伯郡北条町北尾

(3) 工事内容

本件工事は、一般国道313号（北条倉吉道路）の道路改良工事である。

(4) 工事の規模、構造等

法面処理工事

法面整形工 A = 4,441m²

アンカー工 N = 68本

(5) 工 期 平成14年11月から平成15年3月20日まで

(6) 予定価格 68,555,550円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) とび・土工工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第291号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、法面処理工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月

30日までの間にあるものに限る。)の結果における法面処理工事の総合評点が、970点以上であること。

- (5) 平成14年10月11日(金)から同月23日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成14年4月1日(月)からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (7) 平成5年度以降に工事が完了し、引渡し完了している法面処理工事のアンカー工に係る工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして受注し、かつ、下請け業者の施工によらずに自ら施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限り。
- (8) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
- ア 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、当該共同企業体の代表者の技術者等として施工管理したものに限り。
- イ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
- ウ とび・土工工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、(8)に掲げる監理技術者に加え、(8)のイ及びウに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年10月11日(金)から同月23日(水)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyusatusujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年10月11日(金)から同月23日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)
米子市糺町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年10月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般県道菅沢日野線道路災害関連工事（2工区）

(2) 工事場所 日野郡日野町久住

(3) 工事内容

本件工事は、平成12年鳥取県西部地震に伴う道路災害関連工事である。

(4) 工事の規模、構造等

施 工 延 長 L = 352.9m

幅 員 W = 4.0 (5.0) m

植 生 工 A = 2,551m²

現場吹付法砕工 A = 2,679m²

簡易吹付法砕工 A = 2,312m²

鉄 筋 挿 入 工 N = 919本

(5) 工 期 平成14年11月から平成15年3月20日まで

(6) 予定価格 138,930,750円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) とび・土工工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(4) 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第291号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入

札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、法面処理工事に係るものを有すること。

- (5) 平成14年10月11日（金）から同月21日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成14年4月1日（月）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (7) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
- ア 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
- イ とび・土工工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、(7)に掲げる監理技術者に加え、(7)のイ及びイイに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年10月11日（金）から同月21日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年10月11日（金）から同月21日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイと同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されると

は限らない。

- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年10月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

高密度実装電子回路設計支援装置 1式

高精細静止画評価装置 1式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年2月19日（水）

(4) 納入場所

鳥取市若葉台南七丁目1-1 鳥取県産業技術センター

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が理化学機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成14年10月25日（金）午後5時まで提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成14年10月11日（金）から同年11月21日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局出納課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納課用度係

電話 0857 - 26 - 7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成14年10月18日(金) 午後1時30分

鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年11月21日(木) 午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成14年11月21日(木)正午までとする。)

鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類及び納入しようとする物品の製作仕様書等を、4の(1)の場所に平成14年11月13日(水)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : High density mounting circuit prototype design system and High definition static vision evaluation system
- (2) November 13, 2002 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) November 21, 2002 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders
November 21, 2002 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7432

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年10月11日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜 久 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

自動注射薬払出システム 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年1月31日（金）

(4) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、医療・理化学機器類に係るものを有すること。

(3) 平成14年10月11日（金）から同年11月20日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による医療用具の販売業の届出を行っている者であること。

(5) この公告に示した物品を1の(3)の納入期限までに1の(4)の納入場所に確実に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒682 - 0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局経営課用度係

電話 0858 - 22 - 8181 (内線320)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成14年10月11日(金)から同年11月15日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年11月20日(水)午後2時00分(郵送による入札書の受領期限は、平成14年11月20日(水)正午)
鳥取県立厚生病院 小会議室(本館3階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成14年11月15日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、規程第70条の規定により例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Automatic Ampoule Dispensing System, 1Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 15, November, 2002

(3) Date and time for tender submission : 2 : 00 PM 20, November, 2002

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 0 : 00 PM 20, November, 2002

(4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital
150 Higashishowa - mati, Kurayoshi - shi, Tottori 682 - 0804 Japan TEL : 0858 - 22 - 8181 ex.320

